

証券コード 5013  
2022年6月7日

株主各位

東京都大田区千鳥2丁目34番16号  
ユシロ化学工業株式会社  
代表取締役社長 有坂昌規

## 第89回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第89回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご案内申し上げます。

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、株主の皆様の安全を最優先とし、株主総会当日のご来場を見合わせていただき、事前の議決権行使をいただくようお願い申し上げます。

お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいますと、3項から4項の案内に従って、2022年6月23日（木曜日）午後5時30分までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬具

- 例年、当社役員が株主の皆様と直接対話させていただく貴重な機会として株主総会終了後に開催しております株主懇談会につきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、昨年に引き続き中止とさせていただきます。
- 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、株主総会会場の座席は、通常より間隔を広げて設置いたします。
- 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、株主総会の議事は簡略化し、時間を短縮する予定です。
- 株主総会にご出席の株主様へのお土産のご用意はありません。

皆様におかれましては、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

## 記

1. 日 時 2022年6月24日（金曜日）午前10時（受付開始 午前9時）
2. 場 所 東京都港区高輪4丁目10番30号  
品川プリンスホテル メインタワー15階「トパーズ15」

### 3. 目的事項

**報告事項** 第89期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）

1. 事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 計算書類の内容報告の件

### 決議事項

- 第1号議案 定款一部変更の件
  - 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件
  - 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
  - 第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
  - 第5号議案 退任取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対し退職慰労金贈呈の件
- 以 上

- 
- ◎ 当日ご出席の際には、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
  - ◎ 株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.yushiro.co.jp>）に掲載させていただきます。
  - ◎ 本招集ご通知に際して提出すべき書類のうち、次の事項につきましては法令及び定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.yushiro.co.jp>）に掲載させていただきます。
    - （1）連結株主資本等変動計算書
    - （2）連結計算書類の連結注記表
    - （3）株主資本等変動計算書
    - （4）計算書類の個別注記表

## 議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。  
後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。  
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



### 株主総会にご出席される場合

会場は品川プリンスホテルでございます。  
同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。また、本招集ご通知をご持参ください。

日 時

2022年6月24日（金曜日）  
午前10時



### 書面（郵送）で議決権を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するようご返送ください。

行使期限

2022年6月23日（木曜日）  
午後5時30分到着



### インターネットで議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2022年6月23日（木曜日）  
午後5時30分

### 機関投資家の皆様へ

上記のインターネットによる議決権行使のほかに、あらかじめ申込みされた場合に限り、株式会社ICが運営する「議決権電子行使プラットフォーム」をご利用いただけます。

### 複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

- (1) 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効とさせていただきます。
- (2) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

# ▶▶▶ インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットにより議決権をご行使される場合は、**2022年6月23日(木曜日) 午後5時30分まで**に、パソコン、スマートフォンまたは携帯電話から当社の指定する議決権行使サイトにアクセスいただき、画面の案内に従ってご行使いただきますようお願いいたします。

## QRコードを読み取る方法

スマートフォンでQRコードを読み取っていただくことで、ログインID・パスワードの入力が不要になります。

1. 同封の議決権行使書副票（右側）に記載された「ログイン用QRコード」を読み取ってください。



2. 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※上記方法での議決権行使は1回に限ります。

2回目以降のログインの際は、右記の「ログインID・仮パスワードを入力する方法」のご案内に従ってログインしてください。

## ■インターネットによる議決権行使の場合の注意点

- (1) インターネットによる議決権行使は、毎日午前2時から午前5時までは取り扱いを休止します。
- (2) パソコン、スマートフォンまたは携帯電話によるインターネットのご利用環境やご加入のサービス、ご使用の機種によっては、議決権行使サイトがご利用できない場合があります。詳細につきましては、下記ヘルプデスクにお問い合わせください。
- (3) パソコン、スマートフォンまたは携帯電話による、議決権行使サイトへのアクセスに際して発生するインターネット接続料・通信料等は、株主様のご負担となります。

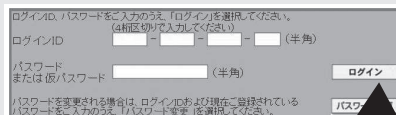
システム等に関する  
お問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社証券代行部（ヘルプデスク）  
☎ 0120-173-027（通話料無料） 受付時間9:00～21:00

## ログインID・仮パスワードを入力する方法

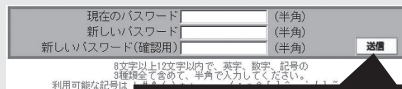
議決権行使サイト  
(<https://evote.tr.mufg.jp/>)

1. パソコン、スマートフォンまたは携帯電話から、上記の議決権行使サイトにアクセスしてください。
2. 同封の議決権行使書副票（右側）に記載された「ログインID」および「仮パスワード」をご入力ください。



入力後、「ログイン」をクリック

3. 「現在のパスワード」と「新しいパスワード」をそれぞれ入力してください。



入力後、「送信」をクリック

4. 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

## 株主総会参考書類

### 議案及び参考事項

#### 第1号議案 定款一部変更の件

##### 1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次の通り当社定款を変更するものであります。

- (1) 変更案第15条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第15条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第15条)は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

##### 2. 変更の内容

(下線は変更箇所)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>(新設)</p>	<p>(削除)</p> <p>(電子提供措置等)</p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>附則 (社外監査役の責任限定契約に関する経過措置) (条文省略)</p> <p>(新設)</p>	<p>附則 (社外監査役の責任限定契約に関する経過措置) (現行どおり)</p> <p>(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 現行定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および変更案第15条（電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。</li> <li>2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第15条はなお効力を有する。</li> <li>3. 本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</li> </ol>

## 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名全員は、本総会の終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名の選任をお願い致したいと存じます。

監査等委員会は、各候補者に関して、当事業年度における業務執行状況及び業績等を評価したうえで、当社の取締役として適任であると判断しております。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位・担当
1	あり さか まさ のり 有 坂 昌 規 <input type="checkbox"/> 再任	代表取締役社長
2	たか はし せい じ 高 橋 誠 司 <input type="checkbox"/> 再任	取締役 研究本部長 兼 コーポレート統括副本部長
3	こ ばやし かず しげ 小 林 一 重 <input type="checkbox"/> 再任	取締役 南北アメリカ統括責任者
4	たか くら かず とし 高 倉 一 利 <input type="checkbox"/> 新任	営業本部長
5	なか の まさ ふみ 中 野 雅 文 <input type="checkbox"/> 再任 <input type="checkbox"/> 社外 <input type="checkbox"/> 独立	取締役

候補者番号 1 <sup>あり</sup> <sup>さか</sup> <sup>まさ</sup> <sup>のり</sup> 有 坂 昌 規 (1965年11月21日生) 所有する当社の株式数 24,700株



再 任

**略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況**

1988年 4月 当社入社  
2010年 4月 当社中日本統括部部長  
2012年 2月 ユシロ (タイランド) Co.,Ltd.社長  
2012年 4月 当社アセアン・インド統括責任者  
ユシロ (タイランド) Co.,Ltd.社長  
2013年 6月 当社執行役員アセアン・インド統括責任者  
ユシロ (タイランド) Co.,Ltd.社長  
2014年 4月 当社執行役員IL事業統括本部長  
ユシロ (タイランド) Co.,Ltd.社長  
2014年 6月 当社取締役IL事業統括本部長  
ユシロ (タイランド) Co.,Ltd.社長  
2017年 6月 当社常務取締役IL事業統括本部長  
2020年 4月 当社常務取締役営業統括本部長  
2021年 6月 当社専務取締役営業本部長  
2022年 1月 当社代表取締役社長 (現任)

取締役候補者とした理由：有坂昌規氏は、長年当社の営業部門の責任者として会社を牽引し、また、幅広い豊富な経験及び見識をもとにアセアン・インド地域の責任者として同地域を統括し、当社グループの持続的成長に貢献してきました。また、2022年1月に代表取締役に就任して以降、当社の経営トップとしてリーダーシップを発揮しております。これらの経験及び実績に鑑み、今後も当社の持続的成長と企業価値向上の実現に寄与できるものと判断し、引き続き取締役候補者といたしました。

候補者番号 2 <sup>たか</sup> <sup>はし</sup> <sup>せい</sup> <sup>じ</sup> 高 橋 誠 司 (1967年1月10日生) 所有する当社の株式数 9,800株



再 任

**略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況**

1992年 4月 当社入社  
2006年 1月 ユシロマニュファクチャリングアメリカInc.出向  
2012年 2月 当社営業部門中日本統括部部長  
2014年 4月 当社執行役員IL事業統括本部西日本事業部長  
2016年 4月 当社執行役員IL事業統括本部技術部門担当役員  
2016年 7月 当社執行役員IL事業統括本部技術部門担当役員  
研究本部長 兼 テクニカルセンター長  
2017年 6月 当社取締役IL事業統括本部技術部門担当役員  
研究本部長 兼 テクニカルセンター長  
2020年 4月 当社取締役研究本部長 兼 テクニカルセンター長  
2022年 3月 当社取締役研究本部長 兼 コーポレート統括副本部長 (現任)

取締役候補者とした理由：高橋誠司氏は、アメリカ子会社での業務経験があり、長年当社の営業部門及び研究開発部門の要職に携わり、また、幅広く豊富な実務経験をもとに当社のグローバル経営の推進に貢献してきました。これらの経験及び実績に鑑み、今後も当社の持続的成長と企業価値向上に寄与できるものと判断し、引き続き取締役候補者といたしました。



候補者番号 **3** こ ばやし かず しげ **小林 一重** (1963年7月24日生) 所有する当社の株式数 4,400株



再任

**略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況**

1986年 4月 当社入社  
 2002年 4月 ユシロジェットケミカルズSdn.Bhd. (現 ユシロマレーシア Sdn.Bhd) 出向  
 2004年 9月 ユシロ (タイランド) Co.,Ltd.出向  
 2008年 4月 当社営業本部営業本部室副室長  
 2012年 4月 ユシロインディアカンパニーPvt.Ltd.社長  
 2014年 4月 当社IL事業統括本部IL事業統括室長  
 2017年 7月 当社執行役員IL事業統括本部IL事業統括室担当役員  
 2021年 4月 当社執行役員南北アメリカ統括責任者  
 ユシロマニュファクチャリングアメリカInc.社長CEO  
 クオリケムInc. CEO  
 2021年 6月 当社取締役南北アメリカ統括責任者 (現任)  
 ユシロマニュファクチャリングアメリカInc.社長CEO (現任)  
 クオリケムInc. CEO (現任)

取締役候補者とした理由：小林一重氏は、海外子会社での業務経験が豊富であり、長年当社の営業部門の要職に携わり、また、幅広い豊富な実務経験をもとに当社のグローバル経営の推進に貢献してきました。これらの経験及び実績に鑑み、当社の持続的成長と企業価値向上に寄与できるものと判断し、引き続き取締役候補者いたしました。

候補者番号 **4** たか くら かず とし **高倉 一利** (1966年12月14日生) 所有する当社の株式数 3,100株



新任

**略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況**

1991年 1月 当社入社  
 2009年 4月 ユシロマニュファクチャリングアメリカInc.出向  
 2017年 4月 当社IL事業統括本部営業部門名古屋支店長  
 2019年 4月 当社IL事業統括本部営業部門副本部長 兼 名古屋支店長  
 2020年 4月 当社営業統括本部副本部長 兼 営業統括部長 兼 名古屋支店長  
 2020年 7月 当社執行役員営業統括本部副本部長 兼 営業統括部長  
 兼 名古屋支店長  
 2021年 4月 当社執行役員営業本部営業統括部担当役員  
 2022年 1月 当社執行役員営業本部長 (現任)

取締役候補者とした理由：高倉一利氏は、アメリカ子会社での業務経験があり、長年当社の営業部門の要職に携わり、国内外の販売営業活動全般において豊富な経験と実績を有しております。これらの経験及び実績に鑑み、当社の持続的成長と企業価値向上に寄与できるものと判断し、取締役候補者いたしました。



再任

社外

独立

**略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況**

1979年 4月 東洋工業(株) (現 マツダ(株)) 入社  
 2006年 4月 同社執行役員防府工場長  
 2010年 4月 同社執行役員広島本社工場長  
 2012年 6月 同社執行役員品質本部長  
 2013年 6月 同社常務執行役員商品品質・ブランド品質担当  
 2015年 6月 (株)日本能率協会コンサルティング TPMコンサルティングカンパニー TPMコンサルタント  
 2018年 4月 同社TPMコンサルティング事業本部 プロフェッショナルアドバイザー TPMコンサルタント  
 2019年 6月 当社社外取締役 (現任)

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割：中野雅文氏は、長年にわたりマツダ株式会社にて要職を歴任後、コンサルタント業務に携わり、豊富な経験と幅広い見識を有しております。これらの経験及び見識等を活かし、当社グループの経営に適切に指導・助言いただくとともに、業務執行者から独立した客観的立場から当社グループの経営を監督する役割が期待されることから、当社の持続的成長と企業価値向上に寄与すると判断し、引き続き社外取締役候補者いたしました。

- (注) 1 各候補者と当社の間には特別の利害関係はありません。  
 2 中野雅文氏は、社外取締役候補者であります。  
 3 中野雅文氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって3年となります。  
 4 当社は、「社外役員の独立性基準」(同基準は16頁から17頁記載のとおりです。)を定め、この基準をもとに社外取締役候補者を選任しております。なお、当社は中野雅文氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。同氏の選任が承認可決された場合、同氏は引き続き独立役員となる予定であります。  
 5 当社は、中野雅文氏との間において、会社法第427条第1項に基づき同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める金額としており、本総会において、同氏の再任が承認可決された場合、本契約を継続する予定であります。  
 6 当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約(D&O保険)を保険会社との間で締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告「3. 会社役員に関する事項(3)役員等賠償責任保険(D&O保険)契約に関する事項」に記載のとおりです。取締役(監査等委員である取締役を除く。)候補者が選任されますと、引き続き当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は、次回更新時においても同内容での更新を予定しております。  
 7 高倉一利氏の所有する当社株式の数は、従業員持株会における本人持分を含めて記載しております。

### 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役3名全員は、本総会の終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願い致したいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位・担当
1	飯塚佳都子 <small>いい づか か っ こ</small>	再任 社外 独立 取締役（監査等委員）
2	杉山敦子 <small>すぎ やま あつ こ</small> (現姓 松本) <small>まつもと</small>	新任 社外 独立
3	山崎敏男 <small>やま ざき とし お</small>	再任 取締役（常勤監査等委員）

候補者番号 1 <sup>いい づか</sup> 飯 塚 <sup>か つ こ</sup> 佳都子 (1964年12月24日生) 所有する当社の株式数



再 任

社 外

独 立

**略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況**

1987年 4月 (株)三菱銀行 (現 (株)三菱UFJ銀行) 入行  
1998年 4月 弁護士登録  
平川・佐藤・小林法律事務所 (現 シティユーワ法律事務所) 入所  
2013年 4月 シティユーワ法律事務所パートナー (現任)  
2015年 6月 日新製糖(株)社外取締役 (現任)  
2016年 6月 当社社外取締役 (監査等委員) (現任)  
2017年 2月 (株)キューソー流通システム社外監査役 (現任)

**(重要な兼職の状況)**

シティユーワ法律事務所パートナー  
日新製糖(株)社外取締役  
(株)キューソー流通システム社外監査役

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割：飯塚佳都子氏は、長年にわたる弁護士としての豊富な経験と専門的かつ幅広い見識を有しております。これらの経験及び見識等を活かし、監査等委員である社外取締役として当社グループの経営に適切に指導・助言いただくとともに、当社グループの経営に対する監査・監督機能を強化する役割が期待されることから、当社の持続的成長と企業価値向上に寄与すると判断し、引き続き監査等委員である社外取締役候補者いたしました。

候補者番号 2 <sup>すぎ やま あつ こ まつもと</sup> 杉 山 敦 子 (現姓 松本) (1974年7月5日生) 所有する当社の株式数



新 任

社 外

独 立

**略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況**

1999年10月 朝日監査法人 (現 有限責任 あずさ監査法人) 入社  
2003年 4月 公認会計士登録  
2016年 9月 公認会計士・税理士杉山昌明事務所副所長 (現任)  
2017年 2月 税理士登録  
2017年 5月 ウエルシアホールディングス(株)社外監査役 (現任)  
2020年 6月 富士興産(株)社外取締役 (監査等委員) (現任)

**(重要な兼職の状況)**

公認会計士・税理士杉山昌明事務所副所長  
ウエルシアホールディングス(株)社外監査役  
富士興産(株)社外取締役 (監査等委員)

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割：杉山敦子氏は、長年にわたる公認会計士及び税理士、さらに公認会計士・税理士事務所の副所長として、豊富な経験と専門的かつ幅広い見識を有しております。これらの経験及び見識等を活かし、監査等委員である社外取締役として当社グループの経営に対して適切に指導・助言いただくとともに、当社グループの経営に対する監査・監督機能をさらに強化する役割が期待されることから、当社の持続的成長と企業価値向上に寄与すると判断し、監査等委員である社外取締役候補者いたしました。

候補者番号 3 <sup>やま</sup> <sup>ざき</sup> <sup>とし</sup> <sup>お</sup> 山 崎 敏 男 (1952年7月28日生) 所有する当社の株式数 4,700株



再 任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1975年 4月 当社入社  
 2003年 4月 当社技術本部技術第4部長  
 2004年 4月 当社技術本部情報管理部長  
 2006年 4月 当社管理本部資材調達部長  
 2008年 4月 ユシロ (タイランド) Co.,Ltd.社長  
 2012年 4月 当社研究開発部門技監 (理事)  
 2013年 6月 当社研究開発本部技術推進部長付  
 2016年 6月 当社取締役 (常勤監査等委員) (現任)

取締役候補者とした理由：山崎敏男氏は、研究開発部門、管理部門及びタイ子会社社長など当社グループの幅広い部門・会社の要職を経験し、これら幅広い豊富な実務経験に基づき常勤の監査等委員である取締役として監査体制の充実を図っており、今後も監査等委員である取締役として当社グループに対する監査・監督機能を強化し、当社の持続的成長と企業価値向上に寄与できるものと判断し、引き続き監査等委員である取締役候補者としたしました。

- (注) 1 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。  
 2 飯塚佳都子及び杉山敦子の両氏は社外取締役候補者であります。  
 3 杉山敦子氏は、婚姻により松本姓になりましたが、旧姓の杉山にて会計士及び税理士業務を行っております。  
 4 飯塚佳都子氏は、現在、当社の監査等委員である社外取締役であります。監査等委員である社外取締役としての在任期間は、飯塚佳都子氏は本総会終結の時をもって6年となります。  
 5 当社は、「社外役員の独立性基準」(同基準は16頁から17頁記載のとおりです。)を定め、この基準をもとに社外取締役候補者を選任しております。なお、当社は飯塚佳都子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。飯塚佳都子氏の選任が承認可決された場合、飯塚佳都子氏は引き続き独立役員となる予定であります。また、杉山敦子氏が原案どおり選任された場合、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。  
 6 当社は、飯塚佳都子氏との間において、会社法第427条第1項に基づき同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める金額としており、本総会において、飯塚佳都子氏の再任が承認可決された場合、本契約を継続する予定であります。  
 7 杉山敦子氏の選任が承認可決された場合、当社定款に基づき、当社との間で法令に定める額を限度として賠償責任を限定する責任限定契約を締結する予定であります。  
 8 当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約 (D&O保険) を保険会社との間で締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告「3. 会社役員に関する事項(3)役員等賠償責任保険 (D&O保険) 契約に関する事項」に記載のとおりです。監査等委員である取締役候補者が選任されますと、引き続き当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は、次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

## 第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本選任の効力につきましては、その就任前に限り、監査等委員会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものといたします。

また、本議案につきましては監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

さ とう つね お

佐藤恒雄

(1944年11月29日生)

所有する当社の株式数

—



社 外

### 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1977年4月 弁護士登録

湯浅・原法律特許事務所（現 ユアサハラ法律特許事務所）入所

1997年7月 平川・佐藤・小林法律事務所（現 シティユーワ法律事務所）設立

2003年2月 シティユーワ法律事務所パートナー

2015年1月 シティユーワ法律事務所オブ・カウンセル（現任）

2017年12月 (株)ダルトン取締役（現任）

### （重要な兼職の状況）

シティユーワ法律事務所オブ・カウンセル

(株)ダルトン取締役

補欠の監査等委員である取締役候補者とした理由及び期待される役割：佐藤恒雄氏は、平川・佐藤・小林法律事務所（現 シティユーワ法律事務所）の設立メンバーであり、長年にわたる弁護士及び経営者としての豊富な経験と専門的かつ幅広い見識を有しております。これらの経験及び見識等を活かし、監査等委員である社外取締役として当社グループの経営に対し適切に指導・助言いただくとともに、当社グループの経営に対する監査・監督機能をさらに強化する役割が期待されることから、当社の持続的成長と企業価値向上に寄与すると判断し、補欠の監査等委員である取締役候補者としたしました。

(注) 1 補欠の監査等委員である取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2 佐藤恒雄氏は、補欠の監査等委員である社外取締役候補者であります。

3 当社は、「社外役員の独立性基準」（同基準は16頁から17頁記載のとおりです。）を定め、この基準をもとに社外取締役候補者を選任しております。佐藤恒雄氏が社外取締役に就任された場合、当社は同氏を独立役員として東京証券取引所に届け出る予定であります。

4 佐藤恒雄氏が監査等委員である取締役に就任した場合、当社は同氏との間で会社法第427条第1項に基づき同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める金額とする予定であります。

5 当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約（D&O保険）を保険会社との間で締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告「3. 会社役員に関する事項(3)役員等賠償責任保険（D&O保険）契約に関する事項」に記載のとおりです。佐藤恒雄氏が監査等委員である取締役に就任した場合、当該保険契約の被保険者に含まれる予定であります。



(ご参考)

取締役候補者の専門性一覧表

氏名	スキル						独立役員	指名委員会 報酬委員会
	企業経営	製造・ 研究開発	営業・ マーケティング	財務会計	法務	国際 ビジネス		
有坂昌規	○		○			○		○
高橋誠司	○	○	○			○		○
小林一重	○		○			○		
高倉一利			○			○		
中野雅文		○				○	○	○
飯塚佳都子					○		○	
杉山敦子	○			○			○	
山崎敏男	○	○				○		

## (ご参考)

### 社外役員の独立性基準

ユシロ化学工業株式会社（以下、「当社」といいます。）は、当社における社外取締役（以下、「社外役員」とします。）の独立性の基準を以下のとおり定め、社外役員が以下の事項のいずれにも該当しない場合、当該社外役員は当社からの独立性を有し、一般株主と利益相反が生じるおそれがないものと判断します。

- ① 当社又は当社子会社（以下、「当社グループ」と総称します。）の業務執行者（注1）又は過去10年間（ただし、10年内のいずれかの時において当社グループの非業務執行者（注2）にあっては、それらの役職への就任の前10年間）において当社グループの業務執行者であった者
- ② 当社グループを主要な取引先とする者（注3）又はその業務執行者
- ③ 当社グループの主要な取引先である者（注4）又はその業務執行者
- ④ 当社グループの資金調達において必要不可欠であり、代替性がない程度に依存している金融機関その他の大口債権者等。それらの者が法人である場合、当該法人、その親会社、又はその重要な子会社の業務執行者又は非業務執行者
- ⑤ 当社グループの会計監査人である監査法人に所属する者
- ⑥ 当社グループから役員報酬以外に多額（注5）の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家
- ⑦ 当社グループから多額（注5）の金銭その他の財産上の利益を受けている法律事務所、監査法人、税理士事務所又はコンサルティング・ファーム等の法人、組合等の団体に所属する者
- ⑧ 当社グループから一定額を超える寄付又は助成（注6）を受けている者（当該寄付又は助成を受けている者が法人、組合等の団体である場合は当該団体の業務執行者）
- ⑨ 当社の主要株主（注7）（当該主要株主が法人である場合は、当該法人の業務執行者又は非業務執行者）
- ⑩ 当社グループが主要株主（注7）である会社の業務執行者又は非業務執行者
- ⑪ 当社グループから取締役又は監査役（常勤・非常勤を問わない）を受け入れている会社又はその親会社若しくは子会社の業務執行者又は非業務執行者
- ⑫ 過去5年間に於いて、上記②から⑪までのいずれかに該当していた者
- ⑬ 上記①から⑫までのいずれかに該当する者（重要な地位にある者（注8）に限る。）の配偶者又は二親等内の親族
- ⑭ その他当社グループと実質的な利益相反関係が生じる恐れのある者

注1 業務執行者とは、業務執行取締役、執行役、執行役員その他これらに準じるもの及び使用人（本基準において「業務執行者」と総称します。）をいいます。

注2 非業務執行者とは、非業務執行取締役、監査役又は会計参与（本基準において「非業務執行者」と総称します。）をいいます。

注3 当社グループを主要な取引先とする者とは、直近事業年度における当社グループへの製品若しくはサービスの提供額が、当該会社の年間連結売上高の2%以上である者をいいます。



- 注4 当社グループの主要な取引先である者とは、直近事業年度における当社グループからの製品若しくはサービスの提供額が、当社の年間連結売上高の2%以上である者をいいます。
- 注5 多額とは、直近事業年度において、個人の場合は年間1,000万円以上、法人、組合等の団体の場合は当該団体の年間連結売上高若しくは年間総収入の2%以上であることをいいます。
- 注6 一定額を超える寄付又は助成とは、直近事業年度における年間1,000万円を超える寄付又は助成をいいます。
- 注7 主要株主とは、総議決権の10%以上の議決権を直接又は間接的に保有する株主をいいます。
- 注8 重要な地位にある者とは、取締役（社外取締役を除く）、監査役（社外監査役を除く）、執行役員等の上級管理職にある使用人をいいます。

## 第5号議案 退任取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対し退職慰労金贈呈の件

本総会終結の時をもって取締役を退任する大胡栄一氏、菊池慎吾氏の両氏に対し、在任中の労に報いるため、当社の内規に従い、相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈することとし、その具体的な金額、贈呈の時期、方法等の決定は取締役会にご一任いただきたいと存じます。

退任取締役に対する退職慰労金は、当社の業績及び企業価値の向上に尽力したために贈呈するものであり、その金額は当社取締役退職慰労金規定に基づき、役位、在任年数等に応じた役員退職慰労金算定方法により算定され、事業報告31項記載の当社の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に沿うものであることから、本議案の内容は相当であると判断しております。

なお、本議案につきましては監査等委員会から特段指摘すべき事項はない旨の意見を受けております。

退任取締役の略歴は次のとおりであります。

氏名	略歴
おおごえいいち 大 胡 栄 一	2009年 6月 当社取締役 2011年 1月 当社代表取締役社長 2022年 1月 当社取締役会長（現任）
きくちしんご 菊 池 慎 吾	2016年 6月 当社取締役 2018年 6月 当社常務取締役 2021年 6月 当社専務取締役（現任）

以 上

(添付書類)

# 事業報告

(2021年4月1日から2022年3月31日まで)

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における世界経済は、コロナ・ショックから持ち直しつつある中で感染が拡大したオミクロン株による影響により減速傾向にあります。その様な状況下で発生したロシアによるウクライナ侵攻の出口が見えない中、原油価格の急激な高騰もあり世界経済は更に不透明感を増しております。また日本経済においても、ワクチンの普及やデルタ株のピークアウトにより行動制限の緩和が進められている中で発生したオミクロン株のまん延を受け、再び行動制限措置が適用され個人消費が減速しております。

このような環境下、主要顧客である自動車メーカーでは上期は順調に生産回復しておりましたが、下期に入り半導体不足及びコロナ感染による工場稼働停止の影響等もあり回復基調は緩やかになっております。利益面では、原油価格の高騰、為替の変動及び物流コストの上昇等により下期以降原材料価格が急激に上昇しており、価格転嫁を実施するも各拠点で多少ばらつきはありますが、売上原価率が前年と比較して2%～5%上昇しております。

その結果、売上高は前期比19.0%増の37,686百万円となりました。営業利益は前期比18.4%減の894百万円、経常利益は前期比1.7%増の1,543百万円となりました。親会社株主に帰属する当期純利益は、繰延税金資産の取崩しの影響により前期比72.1%減の273百万円となりました。

#### セグメント別売上高

区 分	前連結会計年度 (自 2020年 4月 1日 至 2021年 3月 31日)		当連結会計年度 (自 2021年 4月 1日 至 2022年 3月 31日)		前期比
	金 額	構成比	金 額	構成比	
日 本	14,409 百万円	45.5 %	16,163 百万円	42.9 %	12.2 %
南 北 ア メ リ カ	9,381	29.6	11,814	31.4	25.9
中 国	4,466	14.1	5,209	13.8	16.6
東南アジア/インド	3,403	10.8	4,497	11.9	32.2
合 計	31,661	100.0	37,686	100.0	19.0

(日本)

売上高は自動車生産台数の回復により増収となりました。しかし営業利益は急激な原材料価格の上昇に価格転嫁が追いつかず営業損失となりました。

(南北アメリカ)

売上高は順調に回復致しましたが、営業利益は一部拠点での製造コスト上昇及び原材料価格高騰の影響で減益となりました。

(中国)

自動車生産の順調な回復により売上高は増収となったものの、原材料価格の高騰による影響で営業利益は減益となりました。

(東南アジア／インド)

一部の国で実施している自動車購入時の減税措置効果もあり自動車生産は順調に回復しております。その結果、原材料価格高騰の影響はありましたが、売上高・営業利益ともに増収・増益となりました。

## (2) 設備投資等の状況

当連結会計年度においては、生産設備の合理化・研究開発機能の充実・強化などを行い、全体で436百万円の設備投資を実施しております。

## (3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

## (4) 対処すべき課題

新型コロナウイルスの世界的な感染拡大の影響による物流費及び原材料費の高騰さらに大幅な円安の進行など厳しい経営環境が続いておりますが、当社は、2021年度から2023年度までの第19次中期経営計画『RECOVER PLUS』の基本方針「経営基盤の強化」、「収益性の改善」、「ESG戦略の推進」に基づき、次の課題に取り組んでおります。

- ① 市場環境や外部環境に影響されにくい体質への転換
  - 原材料価格高騰に対する対応
  - 安定供給体制の構築
  - 販売価格競争からの脱却
- ② 金属加工油剤の顧客層拡大
  - 自動車業界依存からの脱却
  - 航空機部品、医療部品市場への参入
- ③ 市場開拓
  - 自己修復性素材事業の拡大
  - B to B to C市場での販売拡大
- ④ ESG戦略の推進
  - 脱炭素化に寄与する設備の導入
  - サステナビリティ貢献製品の開発

金属加工油剤の国内トップシェア企業として積み重ねてきた技術力、徹底した顧客ファーストの姿勢、そしてグローバル展開を活かし、グループ一丸となって上記課題に取り組み企業価値向上を図ってまいります。

株主の皆様におかれましては、ユシログループに対してこれまでと変わらぬご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

## (5) 財産及び損益の状況の推移

### ① 企業集団の財産及び損益の状況の推移

区 分	第 86 期 (2018年度)	第 87 期 (2019年度)	第 88 期 (2020年度)	第 89 期 (2021年度)
売 上 高 (百万円)	35,170	37,274	31,661	37,686
経 常 利 益 (百万円)	2,634	2,718	1,517	1,543
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益 (百万円)	1,724	1,913	978	273
1 株 当 たり 当 期 純 利 益 ( 円 )	127.03	140.91	72.03	20.07
総 資 産 (百万円)	48,958	47,320	48,369	51,085
純 資 産 (百万円)	31,791	31,867	32,170	33,868

### ② 当社の財産及び損益の状況の推移

区 分	第 86 期 (2018年度)	第 87 期 (2019年度)	第 88 期 (2020年度)	第 89 期 (2021年度)
売 上 高 (百万円)	17,396	16,380	13,752	15,576
経 常 利 益 (百万円)	1,381	1,179	501	300
当 期 純 利 益 又 は 当 期 純 損 失 (△) (百万円)	1,111	996	489	△292
1 株 当 たり 当 期 純 利 益 又 は 当 期 純 損 失 (△) ( 円 )	81.84	73.41	36.05	△21.50
総 資 産 (百万円)	33,644	31,656	33,302	33,122
純 資 産 (百万円)	20,699	20,156	20,981	20,003

## (6) 重要な親会社及び子会社の状況

### ① 重要な親会社の状況

該当事項はありません。

### ② 重要な子会社及び関連会社の状況

名 称	資本金又は 出資金	当社の出資 比率 (%) (間接所有を含む)	主要な事業内容
(連結子会社)			
ユ シ ロ 運 送 (株)	37百万円	100.0	運 送 業
ユシロ・ゼネラルサービス(株)	20百万円	100.0	倉 庫 管 理 業
日本シー・ビー・ケミカル(株)	335百万円	100.0	化学薬品の製造販売等
ユシロマニュファクチャリングアメリカInc.	5百万US\$	100.0	金属加工油剤の製造販売
ク オ リ ケ ム Inc.	3百万US\$	100.0	金属加工油剤の製造販売
ユシロドブラジルインダストリアケミカLtda.	5百万R\$	100.0	金属加工油剤の製造販売
ユシロメキシコ S. A. de C. V.	9百万US\$	100.0	金属加工油剤の製造販売
上海尤希路化学工業有限公司	8百万US\$	55.0	金属加工油剤の製造販売
啓東尤希路化学工業有限公司	4百万US\$	55.0	金属加工油剤の製造販売
ユ シ ロ マ レ シ ア Sdn.Bhd.	6百万RM	100.0	金属加工油剤の製造販売
ユシロ (タイランド) Co.,Ltd.	142百万THB	92.4	金属加工油剤の製造販売
サイアムシー・ビー・ケミカル Co.,Ltd.	129百万THB	100.0	化学薬品の販売等
ユシロインディアカンパニーPvt.Ltd.	648百万Rs	99.9	金属加工油剤の製造販売
PT. ユ シ ロ イ ン ド ネ シ ア	7百万US\$	85.0	金属加工油剤の製造販売
(持分法適用関連会社)			
汎 宇 化 学 工 業 (株)	9,438百万W	34.8	金属加工油剤の製造販売
(株) 汎 宇	4,721百万W	44.9	金属加工油剤の製造販売
三 宜 油 化 股 份 有 限 公 司	29百万NT\$	37.5	金属加工油剤の製造販売

- ③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況  
該当事項はありません。

**(7) 主要な事業内容（2022年3月31日現在）**

主要な事業内容は以下のとおりであります。

区 分	主 要 な 事 業 内 容
日 本	金属加工油剤の製造販売、化学薬品の製造販売等、ビルメンテナンス製品の製造販売
南 北 ア メ リ カ	金属加工油剤の製造販売
中 国	金属加工油剤の製造販売
東 南 ア ジ ア / イ ン ド	金属加工油剤の製造販売、化学薬品の販売等



(8) 主要な営業所及び工場 (2022年3月31日現在)

	名 称	所 在 地
当社	本 社 テクニカルセンター	東京都大田区
	神奈川テクニカルセンター	神奈川県高座郡寒川町
	名古屋テクニカルセンター	愛知県名古屋市
	工 場	
	兵 庫 工 場	兵庫県神崎郡福崎町
	富 士 工 場	静岡県駿東郡小山町
	支店・営業所	
	東 京 支 店	東京都大田区
	名 古 屋 支 店	愛知県名古屋市
	大 阪 支 店	大阪府枚方市
	北 海 道 営 業 所	北海道札幌市
	東 北 営 業 所	宮城県仙台市
	北 関 東 営 業 所	栃木県小山市
浜 松 営 業 所	静岡県浜松市	
福 山 営 業 所	広島県福山市	
広 島 営 業 所	広島県広島市	
九 州 営 業 所	福岡県福岡市	
連結 子会社	ユ シ ロ 運 送 (株)	静岡県駿東郡小山町
	ユ シ ロ ・ ゼ ネ ラ ル サ ー ビ ス (株)	静岡県駿東郡小山町
	日 本 シ ー ・ ビ ー ・ ケ ミ カ ル (株)	東京都品川区
	ユシロマニュファクチャリングアメリカInc.	米国インディアナ州シェルビービル市
	ク オ リ ケ ム Inc.	米国バージニア州セイラム市
	ユシロドブラジルインダストリアケミカLtda.	ブラジル国サンパウロ州カサパバ市
	ユシロメキシコS. A. de C. V.	メキシコ国グアナファト州
	上海尤希路化学工業有限公司	中国上海市宝山区
	啓東尤希路化学工業有限公司	中国江蘇省啓東市
	ユ シ ロ マ レ ー シ ア Sdn.Bhd.	マレーシア国セランゴール州プチョン
	ユ シ ロ (タイランド) Co.,Ltd.	タイ国チョンブリ県
サイアムシー・ビー・ケミカルCo.,Ltd.	タイ国チョンブリ県	
ユシロインディアカンパニー Pvt.Ltd.	インド国ハリヤナ州グルグラム	
PT. ユ シ ロ イ ン ド ネ シ ア	インドネシア国西ジャワ州カラワン県	
持分法 適用 関連会社	汎 宇 化 学 工 業 (株)	韓国ソウル特別市
	(株) 汎 宇	韓国ソウル特別市
	三 宜 油 化 股 份 有 限 公 司	台湾台北市

**(9) 従業員の状況 (2022年3月31日現在)**

区 分	従 業 員 数 (名)	前期末比増減数 (名)
日 本	449	+10
南 北 ア メ リ カ	248	+14
中 国	145	△27
東 南 ア ジ ア / イ ン ド	142	△7
合 計	984	△10

(注) 従業員数は就業人員数であります。

**(10) 主要な借入先 (2022年3月31日現在)**

借 入 先	借 入 残 高
	百万円
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	2,868
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	2,245
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	506
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	310
株 式 会 社 横 浜 銀 行	228
株 式 会 社 静 岡 銀 行	40
三 井 住 友 信 託 銀 行 株 式 会 社	6

**(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項**

該当事項はありません。

## 2. 会社の株式に関する事項（2022年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 29,180,000株
- (2) 発行済株式の総数 13,609,703株（自己株式 290,362株を除く）
- (3) 株主数 4,628名

### (4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
	千株	%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	1,305	9.59
日本生命保険相互会社	1,057	7.76
ユシロ化学工業取引先持株会	956	7.03
株式会社三井住友銀行	622	4.57
スズキ株式会社	549	4.03
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	494	3.63
ユシロ化学工業従業員持株会	432	3.18
株式会社三菱UFJ銀行	316	2.32
三井住友海上火災保険株式会社	286	2.10
ピーイー 株式会社 フォー ムラ ジャパン スモーク キャピタライゼーション ファンド 620065	267	1.96

- (注) 1 千株未満は切り捨てて表示しております。
- 2 当社は、自己株式290,362株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

#### (5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

当事業年度中に交付した株式報酬の内容は次のとおりです。

株式保有を通じて当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与え、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的に、取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対し譲渡制限付株式を交付しております。

・取締役、その他の役員に交付した株式の区分別合計

区分	株 式 数	交付対象者数
取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）	15 <sup>千株</sup>	5 <sup>名</sup>
社外取締役（監査等委員である取締役を除く）	—	—
監査等委員である取締役	—	—

#### (6) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

### 3. 会社役員に関する事項

#### (1) 取締役に関する事項（2022年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
取 締 役 会 長	大 胡 栄 一	
代表取締役社長	有 坂 昌 規	
専 務 取 締 役	菊 池 慎 吾	コーポレート統括本部長
取 締 役	高 橋 誠 司	研究本部長 兼 コーポレート統括副本部長
取 締 役	小 林 一 重	南北アメリカ統括責任者 ユシロマニューファクチャリングアメリカInc.社長CEO クオリケムInc.CEO
取 締 役	中 野 雅 文	
取 締 役 (監 査 等 委 員)	飯 塚 佳 都 子	シティユーワ法律事務所パートナー弁護士 日新製糖(株)社外取締役 (株)キューソー流通システム社外監査役
取 締 役 (監 査 等 委 員)	小 柴 美 樹	小柴公認会計士事務所所長、公認会計士 (株)EduLab社外監査役
取 締 役 (監 査 等 委 員)	山 崎 敏 男	

- (注) 1 取締役の中野雅文、飯塚佳都子及び小柴美樹の各氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
- 2 当社は、監査等委員の監査・監督機能を強化し、取締役（監査等委員を除く）からの情報収集及び重要な社内会議における情報共有ならびに内部監査部門と監査等委員会との十分な連携を可能にするため、山崎敏男氏を常勤の監査等委員として選定しております。
- 3 監査等委員小柴美樹氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
- 4 当社は、取締役の中野雅文、飯塚佳都子及び小柴美樹の各氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同証券取引所に届け出ております。

## (2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役全員との間において、会社法第427条第1項に基づき同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める金額であります。

## (3) 役員等賠償責任保険（D&O保険）契約に関する事項

### ① 被保険者の範囲

当社の取締役（監査等委員である取締役を含む）、執行役員。

### ② 保険契約の内容の概要

当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約（D&O保険）を保険会社との間で締結しております。これは、役員等が直面する損害賠償リスクを低減し、役員等が委縮することなく経営に専念することを目的としております。保険料は、当社が全額負担しております。

被保険者が①の会社の役員としての業務につき行った行為（不作為を含む。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等が補償されます。ただし、贈収賄などの犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害等は補償対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれない措置を講じております。

なお、当事業年度において、本保険契約の対象となる損害賠償請求を受けた実績はございません。

## (4) 非金銭報酬等の内容

当該報酬の内容及びその交付状況は、「2. 会社の株式に関する事項(5)当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況」に記載のとおりであります。

## (5) 取締役の報酬等

### ① 取締役の報酬額等の決定に関する基本方針

当社取締役会は2021年2月16日開催の取締役会において、取締役の報酬額等の決定に関する基本方針について決議しております。

当社取締役の報酬体系は、経営方針に従い株主の皆様の期待に応えるよう取締役が継続的かつ中長期的な業績向上のモチベーションを高め、当社企業グループ総体の価値の増大に資するものを基本方針としております。また、更なる企業価値向上を目指し、株

主様と目線を合わせ、株主利益と連動させるために、株式報酬も取締役報酬の一部として今後も付与していく方針です。

② 基本報酬（金銭報酬）の取締役の個人別の報酬等の決定に関する方針

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬であり、過去の支給実績、役位、個々の職責、在任期間、他社水準及び会社業績等を総合勘案し決定します。

③ 業績連動報酬等ならびに非金銭報酬等の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針

当社は、金銭報酬の業績連動報酬等の導入については今後の検討課題とし、導入する際は株主総会に付議し、金銭報酬の承認を得る方針です。非金銭報酬等は、社外取締役及び監査等委員である取締役を除く取締役を対象とし、譲渡制限付株式を割り当てるもので、これを今後も継続する方針です。尚、譲渡制限付株式の割当は、第87回定時株主総会で承認された上限を超えない限り7月の取締役会で決定致します。

④ 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

当社の個別の取締役の報酬の決定につきましては、透明性を確保しつつ、公正かつ適正に決定するために、任意の報酬委員会を設置し、中長期業績、経済情勢、役位、在任年数、他社動向、過去の支給実績等を勘案し、株主総会で承認を受けた全取締役の報酬限度額内で個人別の報酬案を当該委員会で協議作成し、取締役会で承認を得て決定します。

翌事業年度の取締役個人別の報酬等の内容の決定については、報酬委員会が決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行った上、株主総会で承認を受けた全取締役の報酬限度額内で個人別の報酬案を協議作成し、その報酬案を基に取締役会にて決定します。

⑤ 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の金銭報酬の額は、2016年6月24日開催の第83回定時株主総会において年額2億6千万円以内（うち社外取締役3千万円以内）と決議されております。（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は6名（うち、社外取締役は1名）です。また、当該金銭報酬とは別枠で、2020年6月24日開催の第87回定時株主総会において、譲渡制限付株式報酬の額を年額6千万円以内（監査等委員である取締役及び社外取締役は付与対象外）と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）の員数は5名です。

監査等委員である取締役の金銭報酬の額は、2016年6月24日開催の第83回定時株主

総会において年額6千万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は3名（うち、社外取締役は2名）です。

⑥ 取締役の報酬等の額

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の数 (人)
		基本報酬	非金銭報酬等	退職慰労金	
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	207 (13)	158 (13)	15 (-)	34 (-)	7 (1)
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	34 (18)	33 (18)	-	0 (-)	3 (2)

- (注) 1 取締役の報酬等の額には、使用人分給与は含まれておりません。  
 2 非金銭報酬等は、譲渡制限付株式報酬に基づく当事業年度における費用計上額を記載しております。  
 3 退職慰労金は、当事業年度に計上した役員退職慰労引当金繰入額であります。  
 4 上記支給人員及び報酬等の額には、2021年6月24日開催の第88回定時株主総会終結の時をもって退任した1名を含んでおります。  
 5 上記支給額のほか、2021年6月24日開催の第88回定時株主総会決議に基づき役員退職慰労金を退任取締役1名に対し10百万円支給しております。なお、この金額には当事業年度及び過年度の事業報告において開示した役員退職慰労引当金繰入額10百万円が含まれております。



## (6) 社外役員に関する事項

### ① 重要な兼職先と当社との関係

各社外取締役の重要な兼職先は、29頁「3. 会社役員に関する事項(1)取締役に関する事項」に記載のとおりであります。

なお、社外取締役の重要な兼職先と当社との間には特別な利害関係はありません。

### ② 社外取締役の当事業年度における主な活動状況

氏名	出席状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
中野雅文	当事業年度に開催された取締役会に17回中17回出席し、豊富な知識経験から経営上有用な発言を適宜行うとともに、当社グループの経営に対し独立した客観的立場から監督を行い、その職責を果たしております。 なお、指名及び報酬委員会の委員長として適正かつ円滑な議事運営に努め、客観的立場から積極的に助言・提言を行っております。

### ③ 社外取締役（監査等委員）の当事業年度における主な活動状況

氏名	出席状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
飯塚佳都子	当事業年度に開催された取締役会に17回中17回、監査等委員会には18回中18回出席し、弁護士としての豊富な経験と専門的見地に基づく有用な発言を適宜行うとともに、当社グループの経営に対し独立した客観的立場から監査・監督を行い、その職責を果たしております。
小柴美樹	当事業年度に開催された取締役会に17回中17回、監査等委員会には18回中18回出席し、公認会計士としての豊富な経験と専門的見地に基づく有用な発言を適宜行うとともに、当社グループの経営に対し独立した客観的立場から監査・監督を行い、その職責を果たしております。

## 4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 EY新日本有限責任監査法人

### (2) 当該事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額
① 当社の当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	40百万円
② 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額	40百万円

- (注) 1 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、①の金額としては、これらの合計額を記載しております。
- 2 当社の一部の連結子会社につきましては、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

### (3) 会計監査人の報酬の額について監査等委員会が同意した理由

監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、過年度における会計監査の職務執行状況、及び報酬見積の算出根拠などについて必要な検証を行い、それらについて充分性を確認いたしました。

その上で、財務部等の社内関係部署からの報告を含めて報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人が所要の監査体制と監査時間を確保し適正な監査を実施するために、本監査報酬額が妥当な水準であると認められることから、会社法第399条第1項及び第3項の同意を行っています。

### (4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、当該会計監査人の解任を検討し、解任が妥当と認められる場合は監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。また、監査等委員会は、会計監査人が職務の執行に支障がある場合等、その必要性があると判断した場合は、監査等委員会の決定に基づいて、会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

## 5. 会社の体制及び方針

### (1) 業務の適正を確保するための体制

当社の「内部統制システムの基本方針」は以下のとおりであります。

#### ① 当社経営理念

当社は創業以来70有余年、「共々の道」という理念を掲げ、事業に取り組んでおります。これは、企業は社会と共に、お客様と共に、さらには社員と共に歩んでこそ株主に繋がる皆様のためになり、企業価値向上に繋がるという考えであります。

この不易の理念を踏まえ、当社は次の三つの経営理念を定めております。

- (a) お客様に最良の商品とサービスを提供する。
- (b) 事業の発展を通じ、企業価値の永続的な向上を図る。
- (c) 社員が思う存分にその能力を発揮できる活力ある職場を作る。

#### ② 内部統制システムの基本方針

(a) 当社及び当社子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (イ) 当社は、当社及び当社子会社の取締役及び使用人が法令及び定款を遵守し、健全な社会規範の下にその職務を遂行するための行動規範として、「ユシログループ・ビジネス・コンダクト・ガイドライン」を制定し、「倫理規範」及び「行動基準」等の規定を定める。
- (ロ) 当社の監査等委員及び監査室は、当社及び当社子会社に対する監査を実施する。
- (ハ) 内部統制委員会の中にコンプライアンス諮問機関を設置し、各部署及び当社グループの各社にコンプライアンス担当者及び責任者を配置することにより、コンプライアンス活動を推進する。
- (ニ) 各部署の業務や使用人の役職等に応じたコンプライアンス研修を継続的に実施することにより、コンプライアンス意識の醸成を図る。
- (ホ) 外部の専用通報窓口にて直接通報することができる内部通報制度を整備し、不祥事の未然防止及び早期発見を図る。
- (ヘ) 当社及び当社子会社は、反社会的勢力との関係断絶及び不当要求拒絶の姿勢を明確にし、これらを徹底する。

- (b) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制  
取締役会その他の重要な会議の議事録のほか、各取締役が稟議規定等に基づいて決裁した文書等、取締役の職務の執行に係る情報については、文書管理規定に従い、文書又は電磁的記録として、適切に保存及び管理する。取締役及び監査等委員は、これらの文書等を常時閲覧することができる。
- (c) 当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規定その他の体制
- (イ) 当社及び当社子会社の経営上の重要事項に関して、取締役会規定等に基づき当社の取締役会その他の重要な会議に付議し、リスクを評価、検討した上で決定する。
- (ロ) リスク管理に関する取り組みを推進する担当役員を任命し、当該担当役員を中心に、リスク情報を収集・評価し、重大なリスクについては速やかに担当部門に対策を指示すると共に、その進捗状況をモニタリングする。
- (ハ) 大規模自然災害や感染症等の会社事業に重大かつ長期にわたり影響を与える不測の事態や危機の発生に備え、「事業継続計画（BCP）」を定め、これを当社及び当社子会社の役員及び使用人に周知し、事業中断等のリスクを可能な限り低減する体制を整える。
- (d) 当社及び当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- (イ) 当社は、将来の事業環境を踏まえ、三事業年度を期間とするグループの中期経営計画を策定し、当該中期経営計画を具体化するために、事業年度ごとに予算を立案し、全社的な目標を設定する。当社の各部門は、当該目標達成に向けた具体的目標を事業年度ごとに立案し、これを実行する。
- (ロ) 当社は、当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われるために、当社取締役会により策定された中期経営計画に基づき、当社子会社ごとの業績目標と予算の設定を行い、その進捗等を管理すると共に、当社から当社子会社に対して助言・指導等を行う。
- (ハ) 当社は、毎月1回定例取締役会を開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、経営上の重要事項の決定及び取締役の職務執行の監督を行うと共に、監査等委員は、監査等委員でない取締役の職務執行を監査・監督する。
- (ニ) 取締役会の機能強化及び経営効率の向上を図るために、業務執行取締役及び執行役員は、情報共有と意見交換を目的とした会議を月1回以上開催し、業務執行に関する基本事項及び重要事項について十分な討議を行う。

- (ホ) 当社は、取締役会の職務権限と担当業務を明確にするために、取締役会規定のほか、組織規定等を制定すると共に、社内規定に基づいて権限の委譲を行い、取締役が職務を効率的に執行できるようにする。
- (e) 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- (イ) 当社子会社の経営について、その自主性を尊重しつつも、当社子会社の経営上の重要事項に関しては、「親子会社間の承認・報告に関する規定」に基づき当社取締役会の事前承認又は当社取締役会への報告等を求めると共に、当社子会社から事業計画及び業務執行の状況等の報告を定期的に受け、当社子会社の業務の適正性を確認する。
- (ロ) 監査等委員及び監査室は、当社子会社の監査及び調査を実施する。
- (ハ) 当社子会社に対する当社の企業行動憲章、倫理規範及び行動基準等の周知徹底に努め、当社の企業倫理及びコンプライアンスの教育・啓蒙・浸透を図る。
- (ニ) 当社子会社における品質、災害、環境、情報漏洩等のリスクを管理し、そのリスクに対し的確に対応できる体制を整える。
- (f) 当社の監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項、当該取締役及び使用人の他の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項並びに監査等委員会の当該取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- (イ) 監査等委員会の職務は、監査室がこれを補助する。監査室の使用人の人事異動、懲戒処分は、監査等委員会の事前の同意を要するものとすると共に、人事考課は監査等委員会が行うこととし、取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性を確保する。
- (ロ) 監査室は、監査等委員会直属の部門とし、監査室の使用人は、監査等委員会の指揮命令に従う。
- (g) 当社の監査等委員でない取締役及び使用人が監査等委員会に報告するための体制
- (イ) 監査等委員でない取締役は、取締役会において、担当業務の執行状況について定期的に報告する。
- (ロ) 当社及び当社子会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人は、監査等委員又は監査室が事業の報告を求めた場合又は業務及び財産の調査を行う場合、当該調査等に適切に協力する。
- (ハ) 当社及び当社子会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人は、法令等の違反行為等、当社又は当社子会社に著しい損害を及ぼす恐れのある

る事実が発見された場合、監査等委員会に対して直ちに報告する。

(二) 監査室及び内部統制部門は、監査等委員会に対して、当社及び当社子会社の内部監査の進捗、結果その他活動状況について定期的に報告する。

(ホ) 当社及び当社子会社の内部通報制度の担当部署は、内部通報の状況について、監査等委員会に対して適宜報告する。

(h) 当社の監査等委員会に報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、監査等委員会へ報告した当社及び当社子会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社及び当社子会社の取締役及び使用人に対して周知徹底する。

(i) 当社の監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査等委員がその職務の執行に必要な費用を請求したときは、担当部署において審議の上、適切かつ迅速にこれに応じるものとする。

(j) その他当社の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(イ) 監査等委員会は、代表取締役及び役付取締役並びに会計監査人と意見交換する。

(ロ) 当社は、監査等委員会が、監査等委員の職務の執行のために必要な外部専門家の利用を求めた場合、その費用を負担する。

## (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

### ① 内部統制システム全般

(a) 「ユシログループ・ビジネス・コンダクト・ガイドライン」を制定し、代表取締役社長のコミットメントを宣言するとともに、当社ならびに子会社に周知・展開し、これを実践しております。

(b) 取締役会の機能向上を図ることを目的として、取締役（監査等委員である取締役を含む）による自己評価に基づく取締役会の実効性の分析・評価を年1回行っています。

(c) 取締役と執行役員は、取締役会以外に最低月1回集合し、情報共有と意見交換を行い、職務の執行を迅速かつ効率的に行うようにしています。

(d) 内部統制委員会を設置し、財務報告に係る内部統制の推進、コンプライアンス体制



の整備と推進、リスク管理体制の整備と推進を進めています。

(e) 「財務報告に係る内部統制」については、財務部長をプロジェクトマネージャーとし、重要な業務プロセスについて9名のプロセスオーナーと事務局1名を選任し運用しています。また、「財務報告に係る内部統制システム」の内部監査については7名の内部監査人と内部監査人兼事務局1名を選任し監査を行っています。

## ② コンプライアンス体制

(a) コンプライアンスに係る教育について、新たに入社した使用人に対する研修の一環としてコンプライアンス研修を実施いたしました。また、すでに導入しているeラーニングシステムを利用し、使用人それぞれの職制に応じた研修コースを計画的に受講させ、コンプライアンスの啓発を推進しております。

(b) 内部通報制度としては「内部通報制度運用規定」を制定し、社内通報窓口「社長ホットライン」と、匿名性が担保できる社外窓口として「ユシロヘルプライン」及び「監査等委員直通ホットライン」を設置し運用しています。

## ③ リスク管理体制

リスクアセスメントに基づき、影響の大きい30のリスクをコントロールするための活動を継続しています。また、このリスクアセスメントにて抽出された情報セキュリティ・リスクについて、「情報セキュリティ基本方針」に基づき「情報資産脆弱性一覧」を作成し、リスクを低減するための対策を継続しています。また、当事業年度は全事業所、事業継続計画（BCP）に基づき安否確認システムの訓練を行いました。

## ④ 子会社の業務の適正の確保

(a) 国内外の子会社に対し、その取締役及び使用人等が法令及び定款に従って職務を執行していることを定期的に調査・確認しております。

(b) 「親子会社間の報告・承認規定」に定められた子会社の重要事項について、子会社は当社の取締役または取締役会の承認を受ける、または当社の取締役または取締役会へ報告する体制を整備しています。

(c) 当事業年度は営業企画部を中心に、各子会社への営業支援及び生産技術支援を行い、事業展開の強化と管理を行いました。また、連結決算の正確性の確保、早期化のため財務部員が子会社の連結パッケージ作成の指導を行いました。

(d) 当社と子会社間の取引については、取引価格基準を決め、親子関係を利用した利益移転等を自主的に規制し、公正な価格での取引を推進しています。

## ⑤ 監査等委員会による監査に関する取り組み

当社は監査等委員会設置会社であり、毎年国内全事業所と全事業部門ならびに国内子会社について往査またはリモート監査を実施しています。当事業年度はこれらに加えて

メキシコ及びブラジルにある子会社についてリモート監査を実施し、経営者との情報交換・意見交換を行いました。

### (3) 株式会社の支配に関する基本方針

#### ① 会社の支配に関する基本方針

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針として、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値の源泉を理解し、当社グループの企業価値・株主共同の利益を継続的かつ安定的に確保し、向上していくことを可能とする者である必要があると考えております。

当社は、金融商品取引所に株式を上場している者として、市場における当社株式の自由な取引を尊重し、特定の者による当社株式の大規模買付行為であっても、当社グループの企業価値・株主共同の利益の確保・向上に資するものである限り、これを一概に否定するものではありません。また、最終的には株式の大規模買付提案に応じるかどうかは株主の皆様の決定に委ねられるべきだと考えています。

しかしながら、株式の大規模買付行為の中には、その目的等から見て企業価値・株主共同の利益を毀損するもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、株主や対象会社が株式の大規模買付行為の内容等について検討しあるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が大規模買付提案に係る条件よりも有利な条件をもたらすために大規模買付提案者との協議・交渉を行うことを必要とするもの等、対象会社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上に資さないものも少なくありません。

当社は、自動車業界とその関連業界及びビルメンテナンス業界に対して高品質の製品と技術サービスを提供することで、ユーザー各社から高い信頼を得ている専門メーカーです。特に主力となる金属加工油剤関連事業においては、主要ユーザーである自動車業界の海外進出にもグループ各社を通じて対応する等国内外において展開を拡大しつつあります。これらを踏まえ、当社は、当社の企業価値の源泉が、長年にわたって独自に蓄積してきたノウハウ及び株主の皆様、従業員、取引先、顧客、地域社会、その他の当社の利害関係者との良好な関係性にあると考えております。したがって、大規模買付行為を行う者が、このような当社の企業価値の源泉を十分に理解した上で、これらを中期的に確保し、向上させるのでなければ、当社グループの企業価値・株主共同の利益が毀損されることになりかねません。

当社は、このような当社グループの企業価値及び株主共同の利益を毀損する大規模買付行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、



このような者による大規模買付行為に対しては必要かつ相当な対抗手段を講じることに  
より、当社の企業価値及び株主共同の利益を確保する必要があると考えています。

② 基本方針の実現に資する特別な取組みについて

当社は、会社の支配に関する基本方針の実現に資する取り組みとして、下記の施策を  
実施しております。

(a) 中期経営計画の策定

当社は、2021年度から2023年度までの第19次中期経営計画『RECOVER PLUS』  
を策定し、グループ丸となって取り組んでおります。

基本方針である「経営基盤の強化」、「収益性の改善」、「ESG戦略の推進」を着実に  
実行し、より一層の企業価値向上を図ってまいります。

(b) 配当方針

企業価値向上と持続的な成長に繋がる投資を優先的に実行することが結果としてス  
テークホルダー共通の利益に資する考えに加え、株主に対する利益還元についても  
経営の重要施策とし、安定的・持続的に配当を行うことを方針とし、配当性向30%  
以上を実施してまいります。

③ 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配される  
ことを防止するための取組み

当社は、2021年6月24日開催の第88回定時株主総会において、従前の当社株式に係  
る買収行為への対処方針（買収防衛策）を継続することを株主の皆様にご承認いただき  
ました。（以下、当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）を「本プラ  
ン」といいます。）

本プランは、大規模買付者に対して事前に大規模買付行為に関する必要かつ十分な情  
報及び考慮・交渉のための期間の確保を求めることによって、当該大規模買付行為に応  
じるべきか否かを株主の皆様が適切に判断されること、当社取締役会が企業価値諮問委  
員会の勧告を尊重しつつ、当該大規模買付行為に対する賛否の意見または代替案を株主  
の皆様に対して提示すること、あるいは、株主の皆様のために大規模買付者との交渉を  
行うこと等を可能とし、もって当社の企業価値及び株主の皆様の共同の利益の確保・向  
上を目的として導入されたものです。

なお、本プランの詳細につきましては、当社ホームページをご参照ください。  
(<https://www.yushiro.co.jp/irnews/20210525-2>)

④ 具体的取り組みに対する当社取締役の判断及びその理由

本プランは当社株式に対する買付等が行われた際に、当社の企業価値・株主共同の利益を確保するための枠組みであり、まさに上記当社の基本方針に沿うものです。特に本プランについては経済産業省及び法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則の要件を充足していること、第88回定時株主総会において株主の皆様の承認を得ていること、一定の場合に株主意思確認総会において株主意思を確認することとしていること、及び取締役の任期は1年であり、また当社取締役会によりいつでも本プランを廃止できるとされていること等株主意思を重視するものであること、独立性の高い企業価値諮問委員会が設置され、本プランの発動に際しては必ず企業価値諮問委員会の判断を経ることが必要とされていること、企業価値諮問委員会は当社の費用で第三者専門家を利用し助言を受けることができるとされていること等により、その公正性・客観性が担保されており、企業価値・株主共同の利益に資するものであって、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

**(4) 剰余金の配当等の決定に関する方針**

企業価値向上と持続的な成長に繋がる投資を優先的に実行することが結果としてステークホルダー共通の利益に資する考えに加え、株主に対する利益還元についても経営の重要施策とし、安定的・持続的に配当を行うことを方針とし配当性向を30%以上とします。

この方針に基づき、当期の期末配当金につきましては、1株につき28円とさせていただきます。また、中間期において、中間配当金1株につき20円を実施いたしておりますので、当期の年間配当金は1株につき48円となります。

なお、当社は剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、取締役会の決議により定める旨を定款第33条に定めております。

# 連結貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
<b>流動資産</b>	<b>21,795</b>	<b>流動負債</b>	<b>10,546</b>
現金及び預金	7,256	支払手形及び買掛金	4,519
受取手形及び売掛金	7,868	短期借入金	3,052
製成品	1,928	リース負債	28
商半製品	20	未払金	1,014
原材料	122	未払法人税等	172
原貯蔵品	3,690	賞与引当金	366
そ の 他 の 金	61	役員賞与引当金	9
貸倒引当金	860	その他	1,384
	△13		
<b>固定資産</b>	<b>29,289</b>	<b>固定負債</b>	<b>6,670</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>11,293</b>	長期借入金	3,154
建物及び構築物	4,312	リース負債	60
機械装置及び運搬具	1,381	繰延税金負債	1,854
工具、器具及び備品	367	退職給付に係る負債	1,224
土地	5,124	役員退職慰労引当金	171
リース資産	82	資産除去債務	20
建設仮勘定	25	長期預り保証金	184
<b>無形固定資産</b>	<b>5,325</b>		
のれん	1,885	<b>負債合計</b>	<b>17,216</b>
顧客関連資産	1,839		
技術資産	580	<b>純資産の部</b>	
商標権	509	<b>株主資本</b>	<b>32,378</b>
借地権	392	資本金	4,249
ソフトウェア	105	資本剰余金	3,991
その他	12	利益剰余金	24,522
<b>投資その他の資産</b>	<b>12,670</b>	自己株式	△384
投資有価証券	11,002	<b>その他の包括利益累計額</b>	<b>△940</b>
長期前払費用	45	その他有価証券評価差額金	1,516
退職給付に係る資産	304	為替換算調整勘定	△2,334
繰延税金資産	75	退職給付に係る調整累計額	△122
保険積立金	683	<b>非支配株主持分</b>	<b>2,429</b>
その他	572		
貸倒引当金	△12	<b>純資産合計</b>	<b>33,868</b>
<b>資産合計</b>	<b>51,085</b>	<b>負債及び純資産合計</b>	<b>51,085</b>

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結損益計算書

(2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		37,686
売上原価		27,245
売上総利益		10,440
販売費及び一般管理費		9,545
営業利益		894
営業外収益		
受取利息及び受取配当金	236	
為替差益	33	
助成金収入	106	
持分法による投資利益	230	
その他	134	741
営業外費用		
支払利息	45	
保険解約損	21	
その他	25	92
経常利益		1,543
特別利益		
固定資産売却益	56	
関係会社出資金清算益	22	79
特別損失		
関係会社出資金評価損	104	104
税金等調整前当期純利益		1,518
法人税、住民税及び事業税	484	
法人税等調整額	504	989
当期純利益		529
非支配株主に帰属する当期純利益		256
親会社株主に帰属する当期純利益		273

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
<b>流動資産</b>	<b>8,126</b>	<b>流動負債</b>	<b>7,616</b>
現金及び預り金	1,701	支払手形	272
受取手形	748	買掛金	2,973
短期貸付金	3,281	短期借入金	2,090
関係会社短期貸付金	219	1年内返済予定の長期借入金	961
商品及び製品	619	リース負債	14
半製品	109	未払金	426
材料及び貯蔵品	964	未払法人税等	40
そ の 他 金	482	未払引当金	436
貸倒引当金	△1	従業員引当金	283
		設備関係支払手形	5
		その他	111
<b>固定資産</b>	<b>24,996</b>	<b>固定負債</b>	<b>5,502</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>6,002</b>	長期借入金	3,154
建物	1,358	関係会社長期借入金	500
構築物	323	リース負債	37
機械装置及び運搬具	318	退職給付引当金	778
工具、器具及び備品	242	役員退職慰労引当金	162
土地	3,712	資産除去負債	13
リース資産	48	長期預り保証金	184
<b>無形固定資産</b>	<b>100</b>	繰延税金負債	672
ソフトウェア	88	<b>負債合計</b>	<b>13,119</b>
その他	12	<b>純資産の部</b>	
<b>投資その他の資産</b>	<b>18,892</b>	<b>株主資本</b>	<b>18,490</b>
投資有価証券	4,048	資本金	4,249
関係会社株	12,409	資本剰余金	3,994
関係会社出資	992	資本準備金	3,994
関係会社長期貸付金	355	利益剰余金	10,630
従業員に対する長期貸付金	0	利益準備金	394
破産更生債権等	1	その他利益剰余金	10,235
長期前払費用	41	特定資産圧縮積立金	376
保険積立金	683	別途積立金	6,400
長期差入保証金	12	繰越利益剰余金	3,458
前払年金費用	304	<b>自己株式</b>	<b>△384</b>
貸倒引当金	52	<b>評価・換算差額等</b>	<b>1,513</b>
	△8	その他有価証券評価差額金	1,513
<b>資産合計</b>	<b>33,122</b>	<b>純資産合計</b>	<b>20,003</b>
		<b>負債及び純資産合計</b>	<b>33,122</b>

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 損益計算書

(2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		15,576
売上原価		12,089
売上総利益		3,487
販売費及び一般管理費		4,011
営業損失		523
営業外収益		
受取利息及び受取配当金	794	
家賃・施設賃貸収入	11	
為替差益	51	
その他	35	893
営業外費用		
支払利息	42	
保険解約損	21	
その他	7	70
経常利益		300
特別利益		
固定資産売却益	56	56
特別損失		
関係会社出資金評価損	31	
関係会社出資金清算損	18	49
税引前当期純利益		307
法人税、住民税及び事業税	94	
法人税等調整額	505	599
当期純損失		292

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

2022年5月20日

ユシロ化学工業株式会社  
取締役会 御中

### EY新日本有限責任監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 後藤英之  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 守谷義広  
業務執行社員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ユシロ化学工業株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ユシロ化学工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上



# 会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

2022年5月20日

ユシロ化学工業株式会社  
取締役会 御中

### EY新日本有限責任監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 後藤英之  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 守谷義広  
業務執行社員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ユシロ化学工業株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第89期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 監査等委員会の監査報告書 謄本

## 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第89期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号口及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号口の各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は相当であると認めます。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと認めます。

#### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

#### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月23日

ユシロ化学工業株式会社 監査等委員会

監 査 等 委 員 飯 塚 佳 都 子 ㊟

監 査 等 委 員 小 柴 美 樹 ㊟

常 勤 監 査 等 委 員 山 崎 敏 男 ㊟

(注) 監査等委員飯塚佳都子、小柴美樹は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

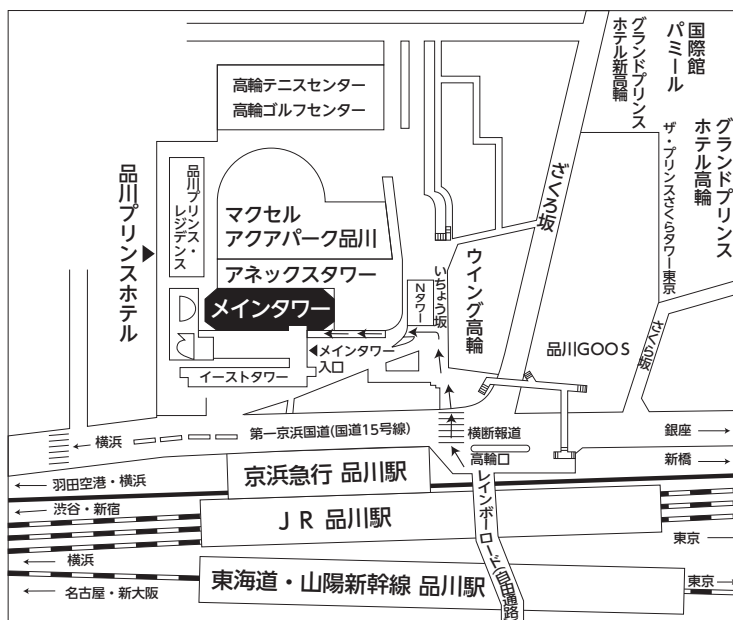
以 上

- ・例年、当社役員が株主の皆様と直接対話させていただく貴重な機会として株主総会終了後に開催しております株主懇談会につきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、昨年に引き続き中止とさせていただきます。
- ・新型コロナウイルス感染拡大防止のため、株主総会会場の座席は、通常より間隔を広げて設置いたします。
- ・新型コロナウイルス感染拡大防止のため、株主総会の議事は簡略化し、時間を短縮する予定です。
- ・株主総会にご出席の株主様へのお土産のご用意はありません。

皆様におかれましては、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

## 株主総会会場ご案内略図

場所 品川プリンスホテル メインタワー  
15階「トパーズ15」  
東京都港区高輪4丁目10番30号



### 〔交通〕

- ・JR「品川」駅（高輪口）または京浜急行「品川」駅下車 徒歩：約3分

### 〔お願い〕

- ・当日は品川プリンスホテルメインタワー入口から2階までエスカレーターをご利用いただき、2階より宴会場専用エレベーターで15階までお越しください。お手荷物等は2階クロークにお預けください。なお、当日の受付は15階の会場受付で行います。
- ・駐車場の用意はいたしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

